



令和5年2月10日

宮津市長 城崎 雅文 様

宮津市国民健康保険運営協議会

会長 小田 和 夫



令和5年度宮津市国民健康保険税の税率等について（答申）

令和5年2月8日付け宮税 129 号で諮問のあった上記のことについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 令和5年度宮津市国民健康保険税の税率について

将来にわたり安定的に国保財政を運営していくためには、本市の医療費水準等を考慮した京都府への「国保事業費納付金」と、その納付に必要な「標準保険税率」に基づき税率を設定することが大切である。このため、本市国民健康保険の被保険者の負担として、諮問どおり税率を改定することは適切である。

#### 2 課税限度額の改定及び軽減措置の拡充について

地方税法施行令改正（予定）の趣旨を踏まえ、諮問どおり課税限度額を改定すること及び軽減措置を拡充することが適切である。

#### 3 出産育児一時金の改正について

出産に係る経済的負担軽減の観点から、諮問どおり出産育児一時金の支給額を改定することが適切である。